

第11.4章

牛海綿狀腦症

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

現状

コメント受付案の提示

②2020.9 二次案提示

②2021.2 三次案提示

これまでの論点と我が国のスタンス ①

リスクベースのBSEリスクステータス分類と疾病発生が終末期にあることを踏まえ、ポイント制のサーベイランス等を見直し。

- 飼料規制は行われていないが、放牧中心の生産形態で、そもそも反すう類由来の動物性たん白が反すう類に給与されることのない国についても、ステータス取得が可能に。
- サーベイランス方法について、ステータスにより獲得すべきサーベイランスポイントを定めた現行のポイント制を廃止し、パッシブサーベイランスの結果でステータス取得が可能に。
- 現行では11歳未満の牛で発生があると無視できるリスクステータスを失うが、改正案では8年とされ、さらに8年以内に発生があっても、BSE病原体の循環が否定されればステータス維持が可能に。
- BSE章の定義に非定型BSEが追加。非定型BSEの発生によるリスクステータスへの影響はないが、非定型BSEを含めた全ての症例が飼料チェーンに入らないよう廃棄処分することが無視できるリスクステータスの要件に。



いずれも科学的に妥当な見直しだが、実効性を担保することができる獣医体制を備えていることが必要

これまでの論点と我が国のスタンス②

ステータスに関わらず、BSE病原体が牛群で循環しているリスクに応じたリスク管理措置が必要との考えを適用

- 「無視できる」「管理された」のいずれのステータスでも、有効な飼料規制が確立した時期以降に生まれた牛と、それ以前に生まれた牛ではリスクが異なるため、ステータスに関わらず、当該牛が生まれた時期に応じて異なる要件（リスク管理措置）を求める。

例) 無視できるリスクの国、管理されたリスクの国のいずれについても、

- ・ 輸出用の牛が「BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれていること」、又は「反すう動物由来のたん白ミールを給与されていないこと」のいずれかの要件を満たすこと
- ・ 生鮮肉及び肉製品が「BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれている牛に由来すること」又は「圧縮ガスによるスタニングやピッシング等の血液が神経組織に汚染される可能性のある処置を受けていない牛に由来し、危険部位及び30か月齢以上の頭蓋・脊柱を含まないこと」
- ・ BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に生まれた牛に由来するもの以外は危険部位の貿易不可。

科学的には妥当。輸入検疫に当たっては、個体識別と、輸入元における「BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できる期間」が重要となることから、それらの情報が確実に共有されるべき。

今回の修正案のポイント

前回の案からの明確化が中心であり、大きな修正なし

- BSEのリスクステータスの公式認定の申請（第1.8章）のリスク評価に関し、「**BSE病原体が牛群で再循環しているリスクが無視できる期間を明記した上で、リスク推定の結論に至った根拠と説明を提供すること**」を追記。

- 表現の明確化。

BSEスペクトラム上にある全ての牛を獣医当局に報告すること
(reporting of all animals that lies on the continuum of the BSE spectrum)

⇒ BSEスペクトラムの臨床症状を示す全ての牛を獣医当局に報告すること
(reporting of all animals that shows symptoms of the clinical BSE spectrum)

- 無視できるリスク及び管理されたリスクのコンパートメントの設定については独立して記載し、同章の要件の他、関連章（第4.4章及び第4.5章）の規定に従う旨を明記。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2018年2月	コード委及び科学委は、本章に関し、特に公式ステータス及びサーベイランスについて大幅な改正が必要であることに同意。
2018年7月から2019年3月の間に、4回アドホックグループが開催。	
2019年9月	アドホックグループのレポート及び科学委の意見を基に一次修正案を提示。
2019年12月	日本からコメント提出（ステータス認定要件）
2020年2月	コード委は、加盟国からのコメントを踏まえ、合同アドホックグループを再度開催。
2020年6月	BSEリスクアセスメント及びサーベイランスに関するアドホックグループが開催。
2020年9月	二次修正案を提示。
2021年9月	三次修正案を提示。

章の構成

第1条	総則
第1条bis	安全物品
第2条	BSEリスク群を検出するための基準について
第3条	無視できるBSEリスク
第3条bis	無視できるBSEリスクへの復帰
第4条	管理されたBSEリスク
第5条	不明なBSEリスク
第67条～第8条	生体牛の輸入に関する勧告
第910条～第11条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第12条～第16条	その他の物品（動物性加工たん白など）の輸入に関する勧告

章の構成

第17条	BSE感染性の低減法
第18条	サーベイランス

コード委員会の 今後の活動計画

検討中の主なトピック

【swillの定義】

- ASFコンパートメントのアドホックグループ内で検討。
- 国により定義や範囲が大きく異なることが明らかとなり、更なる検討が必要との結論。
- Swill の定義は疾病固有章以外の章（第6.4章動物用飼料におけるハザード管理）にも影響すること等を踏まえ、今後、**バイオセキュリティ**に関する新章の検討の中で検討されていく見込み。

【抗菌剤の責任ある適正使用（第6.10章）】

- **コーデックスの薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）**において進んでいる**実施規範の進捗**を見つつ検討。
- コーデックスの議論は8段階中5段階まで来ており、今後のOIEコードの見直しの進め方等について**AMRワーキンググループ**内で検討。

検討中の主なトピック

【口蹄疫（第8.8章）】

- これまでに、緊急ワクチン接種後の清浄ステータス回復要件の見直しや、ワクチン接種動物の非接種清浄地域内と場直行に係る規定の追加、swill中の口蹄疫ウイルスの不活化要件の追加等の見直しを踏まえた改正案が提示。
- いくつかの用語（bovine, case, transmission, case with clinical signs, infection）について明確化の要請があり、コード委と科学委の合同タスクフォースで検討。この結果と、公式ステータス認定対象であるPPRやCSF章との調和作業の状況を踏まえ、次回コード委で再検討。

【狂犬病（第8.14章）】

- 狂犬病汚染国・地域からのイヌ・ネコ・フェレット・実験動物以外の輸入におけるリスク低減措置について議論が行われたが、検査の限界や、食肉目以外の動物による狂犬病の伝搬リスクが低いこと等を踏まえ、コードへの反映は見送り。
- 野生動物ワーキンググループからは、[本章に野生動物における狂犬病の制御に関する勧告を含めるべき](#)と助言。次回コード委で検討。

検討中の主なトピック

【馬伝染性子宮炎（第12.2章）、馬ピロプラズマ症（第12.7章）】

- 競技等の「一時的な輸入」に関する要件の追加を始めとして、章全体の見直しが進行中。次回コード委で検討。

【馬インフルエンザ（第12.6章）】

- 馬の輸送前のワクチンプロトコール等に関する見直しが進行中。
- 科学委員会において進められている症例定義の設定・見直しの作業の進捗を踏まえつつ、次回コード委で検討。

【OIE公式ステータス認定に係る質問票の、コードからの削除】

- 公式ステータス及び公的管理プログラム認定のための質問票は全てコードから削除し、OIEのウェブサイトへの掲載に変更する方向。
- BSEについては、現在の質問票を廃止する前に、コードの改正の中で各ステータスの要件を明確に規定。

検討中の主なトピック

【ペットフード】

- 世界ペットフード協会連合会（GAFPA）より、[ペットフードに関するコード策定の要請](#)。一部のペットフードが安全物品に該当するか、標準的な製造法とともに分析を進めているところ。次回コード委で検討。

【OIEコードのフレームワーク】

- 疾病固有章の策定に関するフレームワークを作成し、章によってばらつきのある構成や内容について平準化を図っていく計画。

【動物の輸送に関するアニマルウェルフェア】

- アニマルウェルフェアに関する研究の進展を踏まえ、[動物の輸送に関するアニマルウェルフェア章](#)（第7.2章、7.3章、7.4章）について、今後見直しに着手する予定。

養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会の報告書を踏まえた農 林水産省の改善策について

「養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会」の報告書における御指摘・御提言を踏まえ、本日、改善策を取りまとめましたので、公表します。

上記報告書では、養鶏・鶏卵行政は、「政」「官」「業」の距離が近く政治や生産者からの働きかけを受けやすい構造にあること等から、今回の事案に関する政策決定の公正性が損なわれていなかったとしても、行政に関する国民からの信頼を十分に得ていくことは難しいとの御指摘がありました。

このため、行政の透明性を向上させ、また、幅広い視点から政策を検討するために、OIE連絡協議会のメンバー構成や議事運営の見直し、国会議員等の仲介を受けた事業者から日本政策金融公庫の融資に関する要望を受けた場合にとった対応の記録・保存、幹部職員を対象に、利害関係者との会食について金額に関わらず届出をさせるとともに、政務三役と利害関係者が同席する会食の概要の届出をさせる省独自ルールを新たに設ける等の改善策を講じることとしました。

農林水産省としては、これらの改善策を確実に実行し、二度と国民の皆様から疑念を持たれる事態が生ずることのないよう、常に国民の皆様からの厳しい視線を意識しつつ、公正で透明性のある農林水産行政の遂行に取り組んでまいります。

1. OIE連絡協議会

(1) 検証委員会の御指摘・御提言

家畜・家禽のアニマルウェルフェアも含めてOIEの様々な国際基準への対応を検討していくに当たり、OIE連絡協議会のメンバーの選定手続を再検討するとともに、特定の意見に偏ることがないようにメンバー構成の多様性や議事運営の透明性について、より一層向上させるべき。

(2) 農林水産省の改善策

- (ア)メンバー構成を川中、川下、消費者、環境分野も含めたより多様なものとする。
- (イ)関係団体からの推薦を受けてメンバーを選定する際は、推薦理由を確認できる文書（推薦状）の提出を求める。
- (ウ)メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準（女性比率30%以上等）に準拠する。
- (エ)議事運営について、現状の事務局による進行ではなく、互選等により進行役を置いて議事を進行する方式とする。
- (オ)発言者を明示した議事概要を作成し、出席者の確認をとった上で公表する。

また、OIE連絡協議会と類似の機能を持つ他の協議会（コーデックス連絡協議会、国際植物防疫条約に関する国内連絡会）も同様の見直しを行う。

(注1) OIE連絡協議会：アニマルウェルフェア等に関する国際基準を定めたOIEコードの策定に当たり、関係者との情報共有及び意見交換を行うため、動物衛生、アニマルウェルフェア等に関する技術的な意見を幅広く述べるができる有識者を選定し、開催されるもの。

(注2) コーデックス連絡協議会：コーデックス委員会（消費者の健康の保護、食品の公正な貿易

の確保等を目的として設置された国際的な政府間機関)の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するために開催されるもの。

(注3) 国際植物防疫条約に関する国内連絡会：国際植物防疫条約の加盟国で策定される国際基準案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、研究者のほか、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行うために開催されるもの。

2. アニマルウェルフェア

(1) 検証委員会の御指摘・御提言

今後の我が国におけるアニマルウェルフェアの推進に当たっては、最新の科学的知見、国際的動向、流通・食品加工・外食・小売事業者の動向等の様々な要素も考慮した上で、より科学的・戦略的に対応していくべき。

(2) 農林水産省の改善策

(ア) アニマルウェルフェアに関する最新の科学的知見や国際的動向を考慮した施策を推進するため、以下の調査等を恒常的に実施する。

ア 国内外の研究機関等におけるアニマルウェルフェアの向上に資する研究成果の収集

イ 各国(欧米諸国、アジアモンスーン地域等)のアニマルウェルフェアへの取組に関する調査

ウ 流通・食品加工・外食・小売事業者等のアニマルウェルフェアに関するニーズの把握

(イ) 上記(ア)により把握した情報を共有し、アニマルウェルフェアに対する相互理解を深めるため、幅広い関係者による意見交換の場を定期的で開催する。

3. 日本政策金融公庫の融資

(1) 検証委員会の御指摘・御提言

事業者の日本政策金融公庫へのアクセスについて、事後的に文書で検証できるようにすべき。

(2) 農林水産省の改善策

個別事業者(業界団体を含む。)から、国会議員(元国会議員を含む。)又は農林水産省の退職者の仲介を受けて、日本政策金融公庫の融資に関する要望を受け、又は日本政策金融公庫の担当者の紹介を依頼された場合には、農林水産省がとった対応を記録し、行政文書として保存する。

4. 鶏卵生産者経営安定対策事業

(1) 検証委員会の御指摘・御提案

事業の評価・見直しや基準価格の設定を行うに際し、食料・農業・農村政策審議会に諮るなど、有識者等の批判や提案を受けられるよう、政策決定プロセスの改善を図るとともに、事業の詳細な実施状況を公表すべき。

(2) 農林水産省の改善策

(ア) 本事業が発動する基準となる価格について、今後、食料・農業・農村政策審議会畜産部に諮問し、意見を聴いた上で決定する。

(イ) 事業の見直しに当たっては、生産者、関係事業者に加えて、事業と利害関係のない有識者もメンバーとする検討会を設置し、多角的な議論を行う。

(ウ) 規模別の契約者数・契約数量・補助金交付総額を新たに公表する。

5. 利害関係者との会食

(1) 検証委員会の御指摘・御提言

- (ア) 政治家が関係する場合も含め、公務員倫理関係法令の遵守に遺漏なきよう、幹部職員に対する研修を充実させるなど、所要の措置を講ずべき。
- (イ) 全職員に各種飲食の届出も含めて公務員倫理の遵守を徹底するとともに、各種飲食の届出があったものについて、倫理監督官が中心となって国民の疑惑を招くような会食がなかったかチェックすべき。
- (ウ) 国家公務員倫理規程に違反する会食が確認された場合には、厳正に対処するとともに、当該事案の公表を積極的に行うべき。
- (エ) 今般の違反事案は政治家である大臣が幹部職員を利害関係者が同席する会食に招いたことが発端となっていることも踏まえ、大臣などの政務三役の交代や幹部職員の世代交代があっても、組織として、今般の違反事案を風化させずに確実に記憶し、事案の再発防止を図ることができる仕組みを設けるべき。

(2) 農林水産省の改善策

- (ア) 政策形成上重要な役割を果たしている本省幹部職員（室長以上）を対象に、飲食の届出に関する以下の省独自ルールを新たに設ける。
 - ア 利害関係者と飲食を共にする場合において、金額に関わらず全て届け出るものとする。
 - イ 農林水産省の政務三役及び利害関係者と飲食を共にする場合において、当該会食の場におけるやりとりの概要を作成し、届け出るものとする。
- (イ) 職員が利害関係者と飲食を共にする場合には、自己が負担した費用を証明する書類を入手・保存するよう徹底する。
- (ウ) 国家公務員倫理規程や省独自ルールに基づく飲食の届出を徹底するとともに、届出があったものについて、倫理監督官が中心となって国民の疑惑を招くような会食がなかったか定期的にチェックする。
- (エ) 国家公務員倫理審査会事務局を講師とし、幹部職員を対象に研修を行うなど、公務員倫理の遵守徹底を図る。
- (オ) 国家公務員倫理規程に違反する会食が確認された場合には、厳正に対処するとともに、これまで公表していなかった懲戒処分に至らない省内ルールに基づく矯正措置を行った事案についても公表を行う。
- (カ) 政務が交代する際に、今般の違反事案及び国家公務員倫理規程や省独自の飲食の届出に関するルールについて、文書で説明する。

(注1) 国家公務員倫理規程では、利害関係者と飲食を共にする場合において、自己の費用が1万円を超えるとときに届出を行うこととされている。

(注2) 農林水産省では、先般の違反事案を受け、政治家及び利害関係者と飲食を共にする場合において、金額に関わらず届出を行う省独自ルールを設けている。

【お問合せ先】

大臣官房秘書課

担当者：渡邊、御厩敷（おんまやしき）

代表：03-3502-8111（内線3002）

ダイヤルイン：03-6744-2001